第二十四条の次に次の一条を加える。

（認定学校等の公示）

第二十四条の二　総務大臣は、第二十一条の規定により認定した学校等及び部科の名称、第二十二条第一項の規定により変更の届出があつた場合は変更後の学校等及び部科の名称、第二十三条第一項の規定により認定の取消しを行つた場合又は第二十四条第一項の規定により廃止の届出があつた場合はその旨、及びその他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第二十七条第六号中「別に特に」を「特に」に改める。

第二十九条第三項及び第三十四条第三項中「公示」を「公表」に改める。

第三十九条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三〇ミリメートル、横二四ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとする。第四十二条において同じ。）一枚

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

第四十二条第一項中「資格者証を汚し、破り又は」を「氏名に変更を生じたとき又は資格者証を汚し、破り若しくは」に改め、「失つたために」の下に「資格者証の」を加え、「当該資格者証（資格者証を失つた場合を除く。）」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の三号を加える。

一　資格者証（資格者証を失つた場合を除く。）

二　写真一枚

三　氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じたときに限る。）

第四十三条の二を次のように改める。

（添付書類の省略）

第四十三条の二　第三十九条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、次のいずれかに該当するときは、第三十九条第一項第一号の書類の添付を要しない。

一　総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事（同法第三十条の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関）から資格者証の交付を受けようとする者に係る本人確認情報の提供を受けるとき。

二　資格者証の交付を受けようとする者が他の電気通信主任技術者資格者証の交付を受けており、当該電気通信主任技術者資格者証の番号を第三十九条第一項の申請書に記載するとき。

三　資格者証の交付を受けようとする者が法第七十二条第二項において準用する法第四十六条第三項の規定により、工事担任者資格者証の交付を受けており、当該工事担任者資格者証の番号を第三十九条第一項の申請書に記載するとき。

四　資格者証の交付を受けようとする者が電波法第四十条第一項の規定に係る無線従事者免許証の交付を受けており、当該無線従事者免許証の番号を第三十九条第一項の申請書に記載するとき。

第五十四条第二項を次のように改める。

2　前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表

二　合格者の写真

別表第一号様式中注以外の部分を次のように改める。

別表第一号様式（第４条関係）

電気通信主任技術者選任又は解任届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号

（ふりがな）

住所

（ふりがな）

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

次のとおり電気通信主任技術者の選任又は解任をしたので、電気通信事業法第45条第２項の規定により届け出ます。

電気通信主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地若しくは都道府県名	
選任した電気通信主任技術者	氏名及び生年月日	
	住所	
	勤務先の名称及び所在地	
	電気通信主任技術者資格者証の種類及び番号	
	電気通信主任技術者が電気通信主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務内容	
	電気通信主任技術者の監督に係る電気通信設備の概要	
	選任年月日	
解任した電気通信主任技術者	氏名及び生年月日	
	電気通信主任技術者資格者証の種類及び番号	
	解任年月日	

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）